

点呼支援機器等導入促進助成事業

【実施要領】

1. 助成対象

(1) 岐阜県内に認可を受けた営業所に自動点呼にかかる支援機器及びシステム等を購入(買取・割賦)する会員事業者(中小企業者※)とする。

※中小企業者とは、中小企業庁の解釈により、以下のいずれかとする。

- ・資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社
- ・常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

(2) 令和6年4月1日から令和7年2月28日に契約又は利用開始し、国土交通省の認定を受けた機器【別表】

2. 助成金額

(1) 自動点呼機器等の導入費用で、上限20万円(全ト協10万円含む)

※システム導入にかかる諸経費(セットアップ費用等)及び契約期間中のサービス利用料を含む。

(2) 1事業者1台までとし、Gマーク営業所への導入は1事業者2台(1営業所1台)とする。

3. 予算

100万円(全ト協予算含む)

4. 交付申請期間

令和6年4月22日(月)～令和6年12月20日(金)

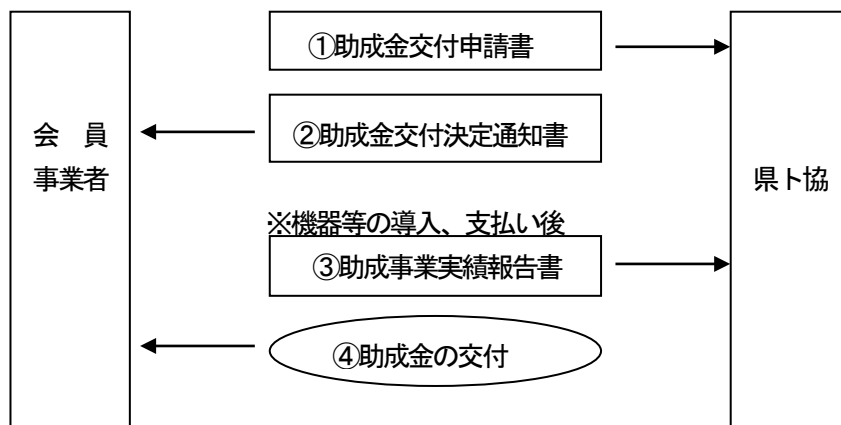
5. 適用可否決定

上記予算の範囲内で先着順にて可否決定を行う。

6. 事業実績報告

点呼支援機器等導入促進助成事業実績報告書(様式3)により機器導入・支払後、速やかに報告すること。
最終報告期限は、令和7年3月3日(月)とする。

<助成のフローチャート>



※交付決定後の申請の変更又は取り下げは、「助成金交付申請(変更・取下)届出書」が必要です。